○江別市スポーツ大会出場奨励金支給要綱

昭和59年７月18日教育長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、各種スポーツ大会に江別市を代表して出場する選手・役員に対しスポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

（対象）

第２条　奨励金の支給対象は、次の各号のいずれかに掲げるもののうち、次項に規定する大会（同項第３号に規定する大会にあっては中学生以下の個人及び団体に限る。）に出場するものとする。

（１）　本市に在住する大学生以下の個人

（２）　本市に在住し、かつ、本市に主たる活動の場を有する個人（大学生以下の個人を除く。）

（３）　大学生以下の団体

２　奨励金の支給対象となる大会は、次の各号のいずれに掲げる大会とする。

（１）　国際的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会

（２）　全国的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会

（３）　全道的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会

３　前項の規定にかかわらず、次の大会は対象としない。

（１）　オリンピック、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及び国民スポーツ大会

（２）　学校教育活動の一環として行われる大会

（奨励金）

第３条　個人に対する奨励金の支給額は、別表のとおりとする。

２　団体に対する奨励金の支給額は、大会参加人員（以下「参加人員」という。）に別表に規定する支給額を乗じて得た額とし、別表に規定する支給額の10倍の額を限度とする。ただし、参加人員が10人未満の団体及び中学生以下の団体にあっては、別表に規定する支給額に参加人員を乗じて得た額とする。

３　この要綱に基づく同一の者に対する奨励金の支給回数は、奨励金の支給を受ける年度内において、別表に規定する大会規模の区分に応じ、２回を限度とする。

（審査）

第４条　奨励金の支給を受けようとするものは、江別市スポーツ大会出場奨励金支給申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（１）　参加人員名簿（第２号様式）

（２）　参加者名簿（当該大会出場に当たり提出した参加申込書等）

（３）　当該大会の大会要項

（４）　当該大会の予選の大会要項及び結果又は当該大会を主催する団体（協会、連盟等）若しくはその下部団体（協会、連盟等）からの推薦書

２　教育委員会は、前項の書類を審査し、適当と認めたものについて奨励金を支給する。

（実績報告）

第５条　奨励金の支給を受けた個人及び団体は、当該出場大会が完了したときは、速やかに江別市スポーツ大会出場奨励金支給大会実績報告書（第３号様式）に当該大会への出場が確認できる書類（大会プログラム、成績表の写し等）を添えて教育委員会に提出するものとする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和59年７月18日から施行する。

附　則（昭和60年４月１日）

この要綱は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年８月５日）

この要綱は、昭和61年８月５日から施行し、昭和61年４月１日から適用する。

附　則（昭和63年６月１日）
この要綱は、昭和63年６月１日から施行する。
附　則（平成12年10月１日）
この要綱は、平成12年10月１日から施行する。第５条の改正規定は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年４月１日）
この要綱は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成15年６月20日）
この要綱は、平成15年７月１日から施行する。
附　則（平成24年10月18日）
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（令和８年１月16日）
（施行期日）
１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の江別市スポーツ大会出場奨励金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の大会から適用し、施行日前の大会については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

大会規模	支給額（円）	大会の内容	備考
国際大会	30,000	世界選手権、日本と外国との親善大会等	大会開催地が日本国外
	20,000		大会開催地が日本国内
	20,000	北海道と外国の州等との親善大会等	大会開催地が日本国外
	10,000		大会開催地が日本国内
全国大会	10,000	全日本選手権等	大会開催地が北海道外
	5,000		大会開催地が北海道内
全道大会	3,000	全道選手権、北海道予選会等	大会開催地までの距離が100ｋｍ未満の場合は支給しない。

≪運用上の留意点≫
※　第２条第１項にいう『次項に規定する大会に出場するもの』とは、当該大会の予選を経て出場権を獲得したもの、大会を総括する団体等の推薦を受け、当該大会に出場するもの及び選抜により当該大会への出場権を獲得したもので、江別市教育委員会が適当と認めたものをいう。
・・・現段階では、就学以前の者及びこれを対象とする大会を予定するものではない。
※　第２条第３項第２号にいう『学校教育活動の一環として行われる大会』とは、中体連・高体連・大学連盟または大学連合（学連）及びこれらに準ずる大会（高等学校定時制体育大会も含む。）をいう。
※　第３条第２項にいう『参加人員』とは、当該大会にエントリーする本市在住の個人数をいう。
※　第４条にいう『参加者名簿』とは、当該大会にエントリーされた者の名簿をいう。

様式（省略）